

令和6年度  
(2024年度)

## 保健所の取り組み実績

### <部長の方針・考え方>

保健所は公衆衛生の向上及び増進を目的とし、健康危機管理（災害、食中毒・感染症対策等）の拠点として地域の保健医療の調整を担い、有機的に機能させる役割があります。また、多様化し、かつ高度化する保健、衛生、生活環境に関する市民の需要に対応するために、平時から危機発生に備えた体制整備や人材育成に取り組み、専門的かつ技術的業務の推進を図ります。

- ① 健康危機管理対策、食中毒・感染症対策のさらなる強化
- ② 安全で快適な生活環境の確保
- ③ 専門的かつ技術的業務の推進

### <部の構成>

保健医療課  
保健衛生課  
保健予防課

### <主な担当事務>

- (1) 健康危機管理に関すること
- (2) 医事及び薬事に関すること
- (3) 精神保健及び自殺対策に関すること
- (4) 食品衛生・環境衛生に関すること
- (5) 狂犬病予防・動物の愛護及び管理に関すること
- (6) 感染症及び予防接種に関すること
- (7) 難病対策に関すること

### 重点的な取り組み：保健所移転に伴う機能強化

枚方市駅周辺再整備にあたり、現在の保健センターを改修して令和7年度中に保健所を移転する計画としており、今年度は改修工事を予定しています。この移転の機会をとらえ、健康危機管理対策の取り組みを推進するため、保健所機能を強化し、DXの推進により市民や事業者の利便性向上を図ります。多目的に活用できる諸室を整備し、プライバシーに配慮した相談や集団での健康づくりや地域活動の連携にも活用します。

また、移転後は市立ひらかた病院及び三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の拠点である枚方市医師会館に隣接している立地を生かし、平時から関係機関・団体との連携をより一層深めながら、健康危機事象の発生時には「枚方市保健医療調整本部」を保健所に立ち上げ、協力して保健医療活動にあたるなど、災害時においても平時からの延長線上で健康危機管理の拠点となるよう、災害やパンデミック等の健康危機に備え、さらなる機能の強化を図ります。

<b>実績</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 令和6年9月改修工事に着工。</li> <li>② 令和6年11月「保健医療調整本部（模擬）会議」を実施。</li> <li>③ 令和6年12月 枚方市災害医療連携訓練において「情報伝達訓練」を実施。</li> <li>④ 令和7年1月「保健医療調整本部事務局活動訓練」を実施。</li> </ol>
<b>説明</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 令和6年9月より改修工事に着手するとともに、その進捗について令和6年11月に開催された市民福祉委員協議会に報告しました。</li> <li>② 保健医療調整本部を構成する本部員（災害医療関係機関（13機関））が、災害時に開催する同本部会議での被災状況等の情報共有や医療救護・保健衛生の活動方針の策定について、本部員が模擬での会議を経験することにより、災害対応のイメージを共有しました。</li> <li>③ 枚方市災害医療連携訓練（市立ひらかた病院）において、EMIS（広域災</li> </ol>

	<p>害救急医療情報システム) 入力及び電話の途絶を想定したMCA無線による情報伝達訓練を市内病院、枚方寝屋川消防組合、拠点応急救護所及び保健医療調整本部の間で実施し、災害時における情報伝達体制の構築を図りました。</p> <p>④ 枚方市災害対策本部訓練(図上訓練)にあわせて、保健医療調整本部事務局の活動訓練を実施しました。</p> <p>活動訓練では発災後、参集職員が保健所初動対応アクションカードに基づき、庁舎、ライフライン等の被害状況を確認後、保健医療調整本部を設置、同本部事務局の各班(情報管理連絡班・医療班・保健班・衛生班)において、医療救護・保健衛生に係る情報の収集・分析を行い、様々な状況付与に対応するシミュレーション訓練を実施し、保健所職員の災害対応力の向上を図りました。</p>
--	--

**重点的な取り組み：生活環境に関する衛生水準の向上**

市民が安全で快適に生活できるよう、食品関係施設や理美容所、旅館、公衆浴場などの生活衛生関係施設に対し、立入検査等を実施することにより、各施設の衛生水準の向上を図ります。また、全ての食品事業者には義務化されているHACCP(ハサップ)に沿った食品衛生管理について、さらなる定着と継続的な改善を図るために、独自に作成した啓発動画や簡便に計画・記録が作成できるツール等を活用して指導・助言を行い、食中毒などの健康危機事象発生の未然防止に努めます。

<b>実績</b>	<p>① 食品衛生関係施設及び生活衛生関係施設などへの立入検査等、適正な維持管理指導を実施。</p> <p>&lt;立入数：食品衛生関係施設 928 施設 生活衛生関係施設 418 施設&gt;</p> <p>② 市内5大学で肉の生食の危険性について啓発を実施。</p>
<b>説明</b>	<p>① 枚方市保健所監視指導計画等に基づき、施設への立入検査及び検体の検査を実施し、食品や生活環境の安全性の確保と衛生に関する正しい知識の普及を図りました。食品衛生施設に対しては、特に加熱不十分な鶏肉メニューを提供する施設や腸管出血性大腸菌(0-157)食中毒のリスクが高いメニューを提供する施設などに重点的に監視指導を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から令和5年度まで中止していた保育所(園)等の給食調理施設の立入を再開し、安全に食品を提供するための助言及び調理従事者への食中毒予防対策について啓発を行いました。さらに、食品衛生法に基づくHACCP(ハサップ)に沿った食品衛生管理の手法等について、解説動画をホームページ上で公開したほか、本市が作成した簡便に計画・記録が作成できる様式を用いて衛生管理計画の作成を助言指導し、立入検査時には実施記録を点検して、営業者による衛生管理の実施を推進しました。生活衛生関係施設に対しては、立入検査時に衛生管理状況の確認、指導を行いました。特に、多数の人が利用する特定建築物(建築物衛生法)では、室内二酸化炭素濃度の測定を実施し、換気状況の確認を行いました。また、レジオネラ症発生予防のため、公</p>

	<p>衆浴場や遊泳場においては浴槽水等のレジオネラ属菌検査を実施し、維持管理指導を行いました。乳幼児用繊維製品について試買検査を行ったところホルムアルデヒドの基準超過があり、販売事業者に対する違反品の市場への流通防止措置指導によって、健康被害の未然防止を図りました。専用水道施設については、井戸水を処理して利用している施設に対し有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）の濃度把握を依頼し、給水栓から環境省及び厚生労働省の定める暫定指針値並びに暫定目標値超過の報告があった施設に対しては直ちに市水道水への切換え等の対策を指導しました。さらに、比較的浅く周辺環境の影響を受けやすい家庭用井戸については、これまでも飲用を控えるよう周知啓発を行ってきましたが、今回改めて把握している全井戸所有者へ個別訪問や通知により周知啓発したほか、全校区コミュニティ協議会を通じて回覧や掲示、市広報誌による注意喚起を行いました。</p> <p>② 近年発生する細菌性食中毒はカンピロバクター食中毒が最も多くなっています。またカンピロバクター食中毒の原因となる生や生に近い状態の肉料理を食べ始めるのは、大学から就職時期が多いことから、大学生を対象とした予防啓発として、市内の5大学でクイズ形式により肉の生食の危険性を注意喚起しました。</p>
--	---

**重点的な取り組み：動物愛護・適正飼養の推進**  
**【施策シート：07—02】**

動物愛護の取り組みとして、イベントや講習会の開催による適正飼養啓発、飼主への飼い方指導などを行います。また、捕獲・収容またはやむを得ず飼い主から引き取った犬・猫の譲渡の促進を図り、引き続き、殺処分ゼロをめざします。さらに、ペットや飼い主のいない猫の過剰繁殖による生活環境被害を抑制するための不妊手術費に対する補助を拡充するとともに、地域猫への補助の要件を緩和し、動物と共存できるまちづくりに取り組みます。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和6年度実績
犬猫の譲渡・返還数割合 （飼い主への返還、新たな飼い主へ譲渡した件数／保健所で引き取った犬猫の件数（年度単位））	75%	80.8%

<b>実 績</b>	<p>① 動物愛護に関するイベントや講習会の開催。          &lt;飼い方教室：犬・猫各1回、パネル展：2回&gt;</p> <p>② 保健所で捕獲・収容・引取りした犬・猫の譲渡の促進。          &lt;猫譲渡数 20 匹&gt;</p> <p>③ 猫の不妊手術費に対する補助の拡充及び地域猫への補助の要件緩和。          &lt;地域猫 1 匹、地域猫以外 482 匹&gt;</p>
------------	---

<b>説 明</b>	<p>① 犬・猫の飼い方教室を各1回、動物愛護パネル展を市内2会場で開催し、市立小学校4年生及び6年生の全児童に対して動物愛護啓発パンフレットを配布しました。また苦情・相談のあった犬猫の飼い主に対して指導を行い、終生飼養・適正飼養を啓発しました。</p> <p>② 保健所及び飼養管理業務を委託している施設にカメラ通話ができるタブレット端末を設置し、当該施設に行かなくても保健所で譲渡動物の様子を観察することを可能にして、譲渡対象の犬猫の様子を実際に見たいと希望される市民の利便性を向上しました。</p> <p>③ 保健所に地域猫活動の届出をした地域猫に不妊手術を実施した場合の補助額をオス1匹につき10,000円から15,000円に、メス1匹につき15,000円から20,000円に、地域猫以外の野良猫に不妊手術を実施した場合の補助額を5,000円から10,000円に増額しました。また、利用しやすい制度とするために補助金の対象となる獣医師の区域を枚方市内のみから、高槻市、寝屋川市、交野市、八幡市及び京田辺市を加えた区域まで広げました。また、地域猫の届出手続きの簡素化を行いました。</p>
------------	---

**重点的な取り組み：不妊治療ペア検査費助成事業の実施**  
**【施策シート：14-01】**

将来的に子どもを授かることを希望する夫婦を対象に、夫婦そろって早期に不妊症の検査を受け、必要に応じて適切な治療を始められるよう、不妊症の検査費用についての助成を開始します。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和6年度実績
夫婦そろって早期に不妊検査を受けることにより、適切な医療に繋がった割合 (検査後に不妊治療を開始した件数／助成件数)	80%	88.1%

<b>実 績</b>	① 夫婦ペアで受けた不妊検査の費用助成を実施。 <申請件数134件、承認件数134件>
<b>説 明</b>	① 夫婦ペアで不妊症の原因検索にかかる検査を受けた方を対象に令和6年4月から不妊検査の費用助成を開始しました。事業の周知に当たっては、市内外の産婦人科等に申請案内と申請書を送付し、対象者への周知と証明書発行の際の協力を依頼したほか、広報誌や市の子育て施策PRチラシ、市ホームページ、市公式SNSなどで広く周知啓発を図りました。

## 重点的な取り組み：定期接種となる新型コロナワクチンの接種体制の整備

今年度の新型コロナワクチン接種は、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、予防接種法に基づく定期接種として65歳以上の高齢者や60～64歳で重症化リスクの高い方を対象に、秋冬に1回の接種を実施します。インフルエンザ予防接種と同様の運用方法とし、接種を希望する全ての対象者が早期にスムーズに接種を受けられるよう、接種体制を整えます。

<p><b>実績</b></p>	<p>① 新型コロナワクチン定期接種を実施。          &lt;21,072回（接種率 18.42%）&gt;</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行件数。          &lt;発行件数 58件（国内用 38件、海外用 20件）&gt;</p> <p>③ ワクチン接種に係るコールセンターを含む委託業務の適正な管理運営。          &lt;予防接種無料接種券の発行件数 6,871件&gt;          &lt;市外医療機関への予防接種実施依頼書の受付件数 636件&gt;          &lt;補助金申請受付件数 247件、補助金交付決定件数 226件&gt;          &lt;コールセンター受電件数 3,936件&gt;          &lt;接種委託料請求対応 23,845件&gt;</p> <p>④ 予防接種健康被害調査会の開催。&lt;3回&gt;</p>
<p><b>説明</b></p>	<p>① 令和6年度からは個人の重症化予防を目的としたB類予防接種として新型コロナワクチンの定期接種を実施しました。対象は満65歳以上の者、満60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害があり内部障害1級の身体障害者手帳保持者、または主治医により同程度以上の障害であることの見解書の交付を受けた者で、実施期間は令和6年10月1日～令和7年1月31日、自己負担額3,000円で実施しました。</p> <p>② 新型コロナワクチンの接種者からの申請に基づき、接種の事実を公的に証明する新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を交付しました。</p> <p>③ 事務処理センター及びコールセンターの現地調査、対応件数や出退勤情報のチェックにより、委託業務の管理運営を適正に行いました。</p> <p>④ 予防接種後の副反応による健康被害については、接種に係る過失の有無に関わらず、健康被害救済制度により救済することとされています。新型コロナワクチンも同様に対象として予防接種健康被害調査会を開催しました。</p>

## 重点的な取り組み：事前対応型の感染症対応の推進

今般の新型コロナ感染症対応の経験を踏まえ、感染症が発生してから防疫措置を講じる事後対応だけでなく、感染症に対する有効かつ確かな予防・診断・治療に係る対策を図るため感染症発生動向調査を適切に実施する体制の整備、感染症予防計画、健康危機対応計画等に基づく取り組みを実施します。これにより、平時から感染症の発生及びまん延を防止し、差別や偏見につながらない理解を進めることに重点を置いた事前対応の施策を推進します。

<b>実績</b>	<p>① 保健所職員を対象としたPPE着脱訓練を実施。＜参加人数：50人＞</p> <p>② 庁内保健師を対象とした感染症研修を実施。＜参加人数：42人＞</p> <p>③ 枚方市感染症ネットワーク会議の取り組みとして、医療機関と高齢者施設を対象とした研修会を実施。</p> <p>＜医療機関向け研修参加機関：11病院＞</p> <p>＜高齢者施設向け研修参加人数：37人＞</p>
<b>説明</b>	<p>① 保健所の感染症危機への対応にあたっては、所内組織や職種の垣根を越えた全所体制となるため、保健所職員を対象に、患者搬送を想定したPPE（個人防護服）着脱訓練を毎年、実施しています。また、訓練にあわせて、危機発生時にすみやかに全所体制がとれるよう、健康危機対処計画の周知を図っています。</p> <p>② 新興感染症等の発生時に、大規模な調査が必要となった場合、庁内保健師による組織横断的な対応を行うため、庁内保健師を対象に、感染症に関する講義や積極的疫学調査のケーススタディを行いました。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の経験から、感染症対応における地域の連携体制の推進が必要と考え、令和6年度より、感染対策向上加算1を取得している5病院の感染管理認定看護師と保健所において、枚方市感染症ネットワーク会議を立ち上げました。令和6年度は、ネットワーク会議を3回開催し、また、ネットワーク会議の取り組みの一環として、医療機関向けと高齢者施設向けに研修会を開催しました。</p>

### 重点的な取り組み：高度医療機器使用の難病患者への災害時支援

#### 【施策シート：06-03】

人工呼吸器等の生命維持に必要な高度医療機器を常時使用している難病患者やその介護者に対し、関係機関と連携し、災害時個別支援計画を作成するとともに必要な災害訓練を実施します。また、令和5年度から開始した高度医療機器使用患者レスパイト入院費用助成制度の利用等を通じて、平時から患者自身の災害時の備えを促進します。あわせて市内の保健・医療関係機関で構成する難病ネットワーク等を通じて、主治医や在宅支援に関わる機関、受け入れ病院との連携・調整を図っていきます。

取り組みの成果を測る指標	令和6年度目標値	令和6年度実績
「療養生活について相談できる人がいる、または困っていない」と回答した割合 (アンケートに上記回答した件数/難病患者更新受付時アンケート回答数)	95%以上	87.3%

<p style="text-align: center;"><b>実 績</b></p>	<p>① 人工呼吸器使用者等を対象に災害時個別支援計画を作成。＜29件＞</p> <p>② マンション2階以上に居住する患者の担架による搬送訓練の実施。＜3件＞</p> <p>③ レスパイト入院費用の助成。＜申請人数2人、申請件数（延）3件＞</p>
<p style="text-align: center;"><b>説 明</b></p>	<p>① 電源依存度の高い人工呼吸器使用者等について、災害時要援護者リストに登録し管理しています。登録者については、訪問看護ステーション等の関係機関と連携し、災害時個別支援計画の作成・更新を行い、災害時の備えや災害時対応について共有を行っています。</p> <p>② 災害時個別支援計画の作成に合わせ、停電時の対応など災害時訓練を実施しています。昨年度は、枚方寝屋川消防組合の協力を得て、患者搬送に係る関係機関研修を実施した上で、マンション2階以上に居住する人工呼吸器使用者について、個別の搬送訓練を実施しました。</p> <p>③ 家族の負担軽減及び災害時の避難行動の促進のため、レスパイト入院費用の助成事業についての周知を図るとともに、利用にあたっては、在宅でのケアとの違いから利用を躊躇する患者・家族もいるため、受け入れ病院や在宅支援機関との連携・調整を図り、利用に向けた支援を推進します。</p>